

条例第51条第1項で規定する規則で定める公共団体

- ・ 滋賀県道路公社
- ・ 滋賀県土地開発公社
- ・ 県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)
- ・ 公益財団法人滋賀県環境事業公社
- ・ 一般社団法人滋賀県造林公社
- ・ 日本下水道事業団
- ・ 独立行政法人国立病院機構
- ・ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- ・ 独立行政法人勤労者退職金共済機構
- ・ 独立行政法人労働者健康安全機構
- ・ 国立研究開発法人森林研究・整備機構
- ・ 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- ・ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- ・ 独立行政法人都市再生機構
- ・ 独立行政法人水資源機構
- ・ 独立行政法人環境再生保全機構
- ・ 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人
- ・ 地方住宅供給公社
- ・ 地方道路公社
- ・ 土地開発公社
- ・ 地方独立行政法人